

議案第 1 6 5 号

京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例の制定について

京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例を別記のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

京丹後市久美浜湾カヌーセンターについて、施設の管理及び運営を適切に行うために条例を制定するものである。

(別記)

京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例

(設置)

第1条 豊かな自然の中で、カヌーを通して市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健康づくりに資するとともに、地域の活性化に資するため、京丹後市久美浜湾カヌーセンター（以下「カヌーセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 カヌーセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 京丹後市久美浜湾カヌーセンター

(2) 位置 京丹後市久美浜町3 1 4 3 番地の3

(管理及び運営)

第3条 京丹後市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、カヌーセンターを常に良好な状態にあるよう管理し、第1条の設置目的に応じて効率的に運営するよう努めなければならない。

(使用の許可)

第4条 カヌーセンターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、次の各号に掲げる日を除き、使用しようとする日（教育委員会規則で定める休業日を除く。）の属する月の前の月の初日から3日前までに使用の申請を行い、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。**ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。**

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等の管理上支障があるとき。
- (4) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第6条 第4条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備の制限）

第7条 使用者は、カヌーセンターを使用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し等）

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則に違反し、又は教育委員会の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。

(4) 管理上特に必要と認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不適當と認めるとき。

2 前項に規定する場合のほか、教育委員会は、公用又は公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

3 前2項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料等)

第9条 使用者は、使用の許可を受けたときは、その施設等の区分に応じ、別表に定める使用料等を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第10条 市長は、公用又は公益に使用するときその他特に必要があると認めるときは、前条の使用料等を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第11条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 施設等の管理上特に必要があるため、教育委員会が使用の許可を取り消したとき。

(2) 天候その他使用者の責めに帰することができない理由により施設等を使用することができないとき。

(3) 使用者が、第4条第1項に規定する申請期限までに使用許可の取消又は変更を申請し、教育委員会がこれを認めたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長において、特別の事由があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去し、点検を受けなければならない。第8条第1項の規定により使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。
(損害賠償の義務)

第13条 使用者等は、故意又は過失により施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会にその旨を届け出るとともに、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にカヌーセンターの管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項に規定する指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の維持管理に関する業務
- (2) 施設等の原状回復に関する業務
- (3) 施設等の利用の許可に関する業務
- (4) 使用料等の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 前項の規定により教育委員会が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第3条から第5条まで、第7条及び第8条並びに第10条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」又は「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の管理の基準)

第15条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、この条例及び教育委員会規則を遵守し、適正にカヌーセンターの管理を行うこと。

(2) 施設等及び備品の維持管理を適切に行うこと。

(利用料金の収受)

第16条 教育委員会は、適当と認めるときは、指定管理者に、カヌーセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による使用の許可に関し必要な申請その他の行為は、前項に規定する施行の日前においても行うことができる。

別表（第9条、第16条関係）

使用料等

区分		単位	金額（円）
施設使用料	施設等を占有する場合	4時間以内	4,400

	施設等を占有しない場合	4 時間以内／人	大人	2 2 0
			小人（高校生以下）	1 1 0
艇保管料	艇長 5 m 未満	1 艇につき 1 箇月		5 5 0
	艇長 5 m 以上 1 0 m 未満	1 艇につき 1 箇月		7 7 0
	艇長 1 0 m 以上	1 艇につき 1 箇月		1 , 1 0 0
附属設備の使用料				教育委員会規則で定める額

備考

- 1 カヌーセンターの供用時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時とし、供用時間以外の使用可能時間は次に定めるとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。
 - (1) 4 月から 9 月 午前 6 時から午前 8 時 3 0 分及び午後 5 時から午後 7 時
 - (2) 1 0 月から 3 月 午前 6 時から午前 8 時 3 0 分及び午後 5 時から午後 6 時
- 2 使用料等のうち、4 時間を超える場合の施設使用料は、2 倍の金額とする。
- 3 使用料等のうち、供用時間以外の時間に使用する場合の施設使用料は、この表の施設使用料の区分に応じた金額の 1 時間（1 時間未満のもの又はその時間に 1 時間未満の端数を生じた場合の端数は、1 時間とみなす。）当たりの金額（1 0 円未満切捨て）に使用する時間数を乗じて得た額を施設使用料に加算した額を施設使用料の額とする。
- 4 艇の保管期間は、1 申請につき 1 年を上限とし、同一の艇に係る保管期間満了 1 箇月前の申請は、これを認めない。
- 5 営利を目的とする場合又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料等は、この表の使用料等の 3 倍の額とする。
- 6 本市に住所を有する者又は市内の事業所、各種団体若しくはこれらの従業員以外の者が使用する場合の使用料等は、この表の使用料等の 2 倍の額とする。

【議会基本条例第8条第1項関係】

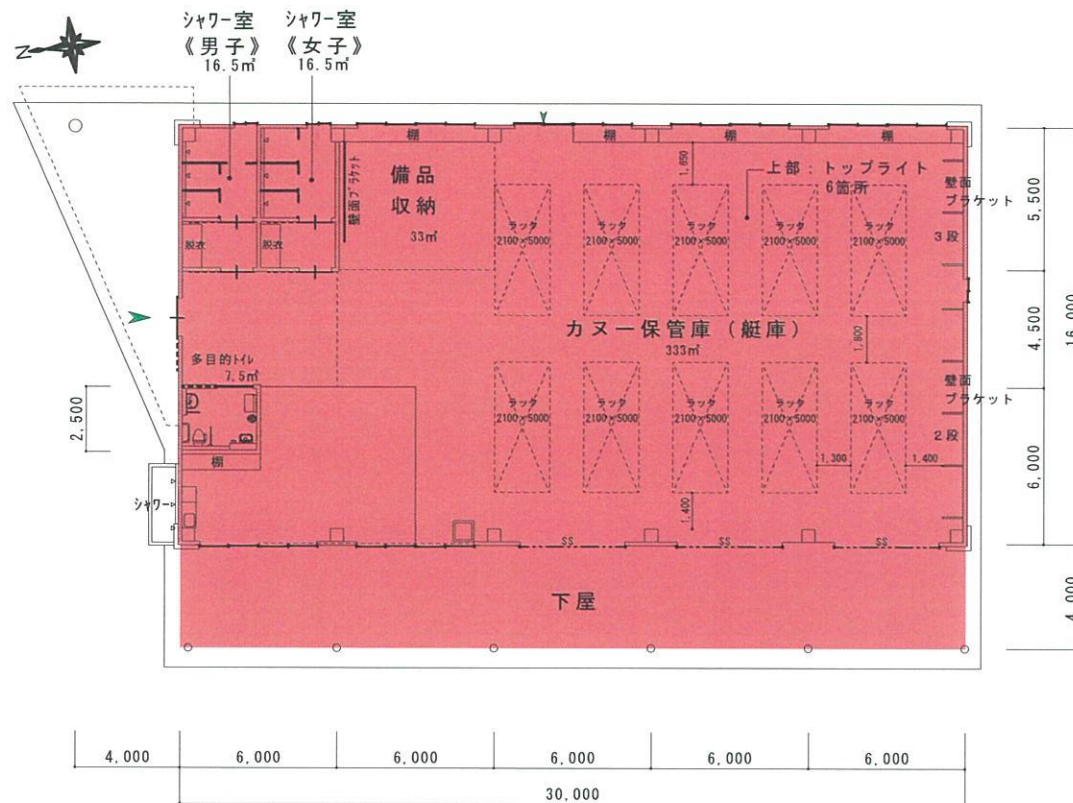
政策等の形成過程の説明資料

令和 2 年 12 月 定 例 会

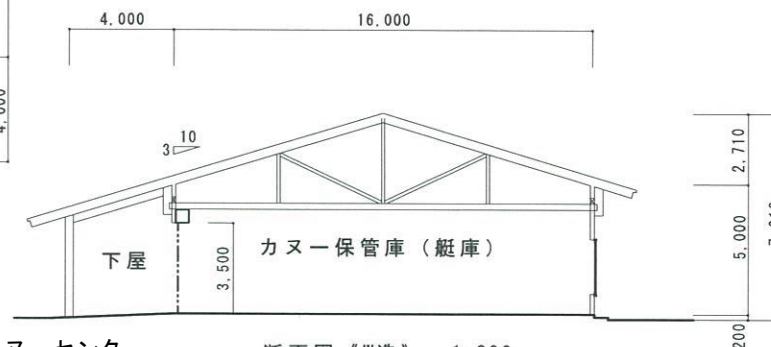
議案の
件 名議案第165号
京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例の制定につ
て政策等
の区分計画 ・ 事業 ・ 条例
その他（ ）

《政策等の概要》 本市は、第2次京丹後市スポーツ推進計画に基づき、スポーツ施設の整備・充実を図ることとしており、現在、同計画に基づき、久美浜公園内に京丹後市久美浜湾カヌーセンターの整備を進めているところである。 本条例は、同センターの整備に伴い、カヌーを通じた市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健康づくりに資するとともに、地域の活性化に資することを目的とするなど、管理及び運営に関する内容を規定するため、制定するものである。	《市民参加の状況》 有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）														
	《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）														
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源									
《政策等の必要性》 令和3年4月1日からの供用開始に向けて整備を進めている京丹後市久美浜湾カヌーセンターについて、市内外からの幅広い利用に供するとともに、地域の活性化に資することを目的として、施設の管理及び運営を適切に行うために、条例を制定する必要がある。	《将来にわたる効果及び経費の状況》 市民による利用はもとより、市外からの大会及び合宿での利用、観光客による利用など、市内外からの幅広い利用に供することにより、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興、心身の健康づくりに資するとともに、観光振興など地域の活性化に資することが可能となる。														
《提案に至るまでの経緯》 令和2年11月 2日 例規審査委員会 令和2年11月16日 教育委員会	《総合計画等の整合》 <table><tr><td>総合計画計画項目</td><td>4</td><td>滞在型観光・スポーツ観光の促進</td></tr></table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table><tr><td>計画名称</td><td>第2次京丹後市スポーツ推進計画</td></tr><tr><td>策定年度</td><td>平成29年度</td></tr><tr><td>計画期間</td><td>平成30年度から令和9年度</td></tr></table>						総合計画計画項目	4	滞在型観光・スポーツ観光の促進	計画名称	第2次京丹後市スポーツ推進計画	策定年度	平成29年度	計画期間	平成30年度から令和9年度
総合計画計画項目	4	滞在型観光・スポーツ観光の促進													
計画名称	第2次京丹後市スポーツ推進計画														
策定年度	平成29年度														
計画期間	平成30年度から令和9年度														
《政策等の実施時期》 令和3年4月1日から施行する。	担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）										
	教育委員会事務局		生涯学習課		有 ・無 京丹後市久美浜湾カヌーセンター整備計画										

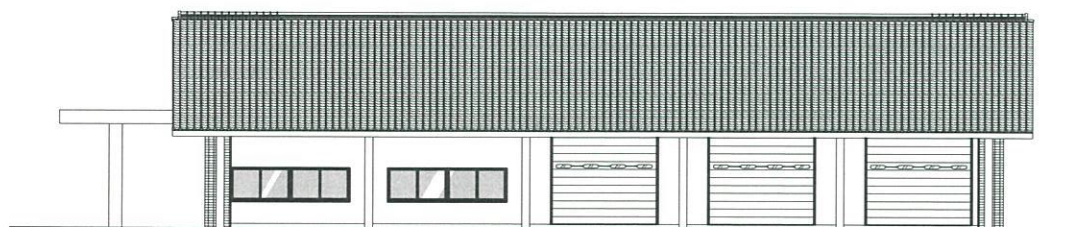




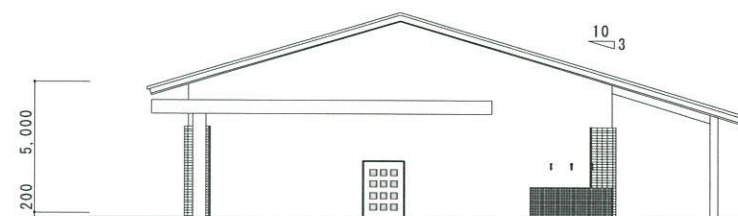
1 階平面図 1:200



カヌーセンター 断面図《W造》 1:200



西立面図 1:200



北立面図 1:200

● 多目的トイレ

- ・洋便器 (暖房便座、ウォシュレット)
- ・手洗い器
- ・オストメイト
- ・ベビーベッド
- ・ベビーチェア

- ・便器、手洗いには手摺付

● シャワー室 (男女)

- ・脱衣室 + ブース3室
- ・男女各々車椅子用ブース設置